

アジア太平洋における地域主義、 制度的変革および新たな軍事的役割

アミタブ・アチャリア、タン・シーセン¹

2001年9月11日に米国で発生した同時多発テロ以後の時期を描写するのに、専門家は今日「9.11以後」や「冷戦後以降」というような表現を広く用いている。この新しい「時代」には、もちろんそれ以前の時代との類似点もいくつか残されているが、それよりも重要視されているのは、その相違点の方である。これらの相違点は、アジア太平洋における多国間地域協力で長年にわたり下地となってきた規範に対する挑戦となっている。もっとも、これらの地域的規範に対する挑戦は、9.11に端を発するものではなく、考えられる様々な要因の中でも、近年のアジア地域の経済危機を端緒と考える方が適切だろう。

それでも、9.11がこの挑戦の重大性を一層深刻なものにしたことは疑いが無い。アジア太平洋地域の多国間組織であるASEAN地域フォーラム（ARF）や、サブ地域レベルの東南アジア諸国連合（ASEAN）で、理解、実践されている地域主義に向けられるこの継続的な圧力は、この地域における安全保障の進め方に影響を及ぼすことになるだろう。しかしそれにもかかわらず、重要な制度的変革がすぐに行われるのかどうか、そしてそのためにアジア太平洋地域における多国間による軍の任務が進展強化を続けていくのかどうかは、直ちに明確なわけではない。変革のただ中であっても、地域の継続性が生み出す全体像の方がより明確に見える。

こうした背景の中で、次のような問題点を考察してみたい。

- ・これまでアジア太平洋の地域主義を形づくっていた伝統的な規範は、どのように、どの程度まで進展してきたのか。この点で、どのような制度的な変革がこれまでに生じ、また現在生じているのか。
- ・このような地域主義に対する根本的な規範上の挑戦、アジア太平洋地域に対する米国の現在の再関与、およびテロに対するグローバル規模の戦いという状況に照らし、地域の軍の任務にどのようなパターンの変化や連続性が認められるか。特に地域の安全保障協力という文脈においてはどうか。

¹ Amitav Acharya は、シンガポールの Nanyang Technological University に付属する Institute of Defence and Strategic Studies (IDSS) 教授、副所長、研究部長。Tan See Seng は IDSS 助教授。

初めに、アジア太平洋の地域主義が直面する規範上の挑戦をいくつか分析することから始める。この地域で重大な事情や事件が発生していることにより、アジア太平洋の地域主義を長期間にわたり支えてきた伝統的な規範の有効性に疑問が呈されている。この点において、アジア太平洋における新たな軍事的役割として考えられるもの（特に、平和維持およびテロ対策協力）について、予備的な考察をいくつか提供する。テロに関し地域全域が抱いてきた懸念が切迫したものに膨れ上がったことにより、アジア太平洋諸国が平和維持の分野でこれまでに取ってきた穏健な手法が、もはや通用しなくなるという可能性も無視できないものになってきた。

アジア太平洋地域主義に対する挑戦

冷戦の終結や9.11同時多発テロのような重大な転機のほかにも、この地域における軍の役割の進展は、アジア太平洋地域主義における具体的な制度的変革によっても形成されている²。アジア太平洋地域主義の台頭に見られる主な特徴は、次の4点である。すなわち、構造的ないし覇権主義的なリーダーシップより「ソフトパワー」を重視する点、法制上ないし形式上の協力より「ソフトな制度主義」を優先する点、制度の設立において文化的規範やアイデンティティを重視する点（「ASEAN的方法」の特徴でもある）そして国家中心主義である。

アジア太平洋地域が21世紀に入るにつれ、大きな変革が地域的環境に影響を及ぼし、このような地域主義の持つ主要な特徴に異議が呈されるようになった。1997年から99年にかけてのアジアにおける経済危機も契機の一部となって、このような変革は、国際的システムにおけるより広範で長期的な地政学的および経済的变化も表している。これらの挑戦は、5つの大きな分野に分類できる。

- (1) 長年にわたり地域協力を導いてきた規範に影響を及ぼすような事象の進展。
- (2) 東アジア地域主義の台頭と、それがASEAN型地域主義に与える影響。
- (3) アジア太平洋地域主義における法制化の機能的必要性和、これが「緩やかな地域主義」を掲げるASEANに対してもたらす圧力。
- (4) 東南アジア地域主義で進行中の「民主化」。
- (5) 9.11同時多発テロがこの地域に与えた衝撃。

² これに続く節の多くは以下に依る。

Amitav Acharya, "Institutional Change in Asia Pacific Regionalism: Sources and Directions," paper written under the auspices of the Asia-Pacific Policy Program, Center for Business and Government, John F. Kennedy School of Government, Harvard University and the Comparative Regionalism Project, Harvard Asia Center, and IDSS.

国家主権に対する規範上の挑戦

まず第1の主要な変化は、地域内の多国間協力を支える規範に対するものである³。その中でも ASEAN 発展に死活的な役割を果たしてきたのは、各加盟国の国内問題に対する不干渉の原則である。この原則は、これまで ASEAN における次の4つの事象の進展によって挑戦を受けている。

- (1) アジア経済危機。このとき、ASEAN 加盟国は内政不干渉の規範を順守するために、相互に適時かつ早期の警告発信を避けていることが明らかになった。
- (2) 国家の安定や地域秩序に対する、国境を越える挑戦の深刻化。例えば、インドネシアの山火事は煙霧となって周辺諸国に深刻な経済的、健康上の懸念を及ぼした。また、ミャンマーでの、麻薬取引や難民流出の結果、タイはミャンマーの国内問題に対してさらに介入する態度を強めるようになった。
- (3) 東ティモールでインドネシアからの分離独立時に生じた流血事態に対し、ASEAN は時機を得た対応を取ることができなかった。この事件は「地域の問題は地域で解決する」という ASEAN の信頼性を大きく傷付けた。厳格な内政不干渉の方針に対する ASEAN 加盟国の態度の違いから生じた失敗であった。
- (4) この地域における国内の政治的変革の進行。特にタイ、フィリピン、インドネシアは民主化を進める過程で、自国の国内問題に対する外国からの批判に対し、これまでよりも率直な態度を取るようになった。

タイは、ASEAN の「建設的関与」政策（内政不干渉に基づく）に代えて、「柔軟な関与」という介入的なアプローチを要求したが、他の加盟国、とくにミャンマーやベトナムから抵抗を受けた。それでも、2000年にASEANは、「トロイカ制度」の設立を決定した。これはASEAN常任委員会の現、前、次期議長国の外相3名により、予防外交を行い、危機的状況の進展に応じて迅速な外交的対応を行おうというもので、旧来の硬直的な内政不干渉原則からの転換を示

³ このような変革については「地域エリートの思考が、リアリスト的なパワーポリティクス（伝統的なアジア太平洋地域の安全保障モデル）からリベラル制度主義にはっきりと移行している」と認識したい向きもあるようだ。あるいは、「冷戦後のアジア太平洋地域における経験の中で、このような制度主義的傾向は、ネオリアリストの原則に背いてはいるが、古典的なリアリズムの伝統の中で理解されるリアリスト的思考に対して必ずしも正反対ではない」と論述しようとする者もある。See Seng Tan with Ralph A. Cossa, "Rescuing Realism From the Realists: A Theoretical Note in East Asian Security," in Sheldon W. Simon, ed., *The Many Faces of Asian Security* (Lanham: Rowman and Littlefield, 2001), pp. 15-47.

すものである。こうした動きは域内における財政上の協力の進展によってさらに補強され、国内経済に対する「ピア・レビュー (peer reviews)」の実施や、いわゆる「ASEAN サーベイランス・プロセス (ASEAN Surveillance Process)」が展開されている。

ASEAN では内政不干渉の原則に関して意見が二分しており、この状態は継続するだろう。この原則から少しでも離れることに、ミャンマー、ベトナム、ラオスは断固として反対の姿勢を表明している。一方、タイはこの動きを後押しする急先鋒で、フィリピンもそれに次いでいる。総じて言えば、この地域に国境を越えた諸問題が発生していることに照らして、ASEAN 内部では不干渉の問題を再検討しようとする動きが大きくなっている⁴。インドネシアもこれらと同様の動きを示している。東アジアにおける地域機関は概して内政不干渉の原則に強く執着している⁵。だが昨今、この原則に対する挑戦は、無視できないものとなった。少なくとも 2000 年 11 月シンガポールでの ASEAN サミットでは、ミャンマーの国家元首の面前で同国の政治的変革について議論されるという結果を生んだ⁶。経済分野でも、ASEAN による「ピア・レビュー」進展の試みは、限られたものではあるが内政不干渉に対する挑戦である。

東アジアによる枠組みの論理

アジア太平洋地域の多国間協力における第 2 の主要な変化は、東アジアにおける地域主義の発展である。これは、「ASEAN プラス 3 (APT)」の枠組みに対する関心が高まり弾みがついていることに顕著に表れている。APT とは「ASEAN 加盟 10 カ国と中国、日本、韓国」という構想で、アジア経済危機において、特に打撃を受けた地域経済に対する西側からの中途半端な支援に対する回答と見られている。APT は、次の 3 つの理由から ASEAN にとって魅力的である。まず、これが ASEAN にとって新たなスタートとなり、危機に際して効果的な対応がで

⁴ フィリピンの前大統領、Fidel Ramos は、「上げ潮がボートを全部流してしまうように、隣りの家の火事が住民全員を危険にさらすことにもなる。(ASEAN 加盟諸国は) 国家主権と地域の目的の間で新たなバランスを志向するべきである」と言及している。“Think About Pax-Pacifica, Says Ramos,” *The Straits Times*, 4 March 2000. (<http://hplusproxy.jarvard.edu:8007/3719>, accessed 4 March 2000.) を参照。同様に、Adian Silalahi (インドネシア外務省 ASEAN 局長) は、「我々は (ASEAN の) この原則に依然として固執する。だがこの件 (内政不干渉) について、我々は今ではより自由に議論していると思う。議論することができない原則はもはや原則ではない。インドネシアは民主化プロセスのおかげで、以前よりオープンにより柔軟になった。」Meidyatama Suryodiningrat, “Will RI Commit ASEAN’s Sin?” *The Jakarta Post*, 26 July 2000, p. 1. に引用。

⁵ ASEAN 地域フォーラム (ARF) では、一部の主要加盟国、特に中国が、内政不干渉主義からのわずかな離脱の動きに対しても反対し、行き詰まりを続けている。中国政府は ARF の予防外交への移行という課題を、この規範に対する潜在的脅威とみており、ARF の展開する予防外交のメカニズムを厳に国家間の問題のみに限定するよう主張している。

⁶ Surin Pitsuwan, “Future Directions for ASEAN,” *Trends in Southeast Asia*, no. 10 (Singapore: Institute of Southeast Asian Studies, September 2001), p. 13.

きなかったために、この集まりがあらゆる意味において目的や妥当性を失ったわけではないということの世界に対して証明することになる。次に、APT 構想により、東アジア地域における財政面の協力で、より具体的な形式の追求が可能になる。例えば、日本が1997年に提起した「アジア金融基金」構想がそうであるが、これは米国の強い反対にあって実現しなかった。そして第3に、この枠組みは、ASEAN が、地域経済や安全保障問題への対処に日中両国を関与させるのに有効な手段になり得る。それも、西側諸国からの人権、民主主義、よい統治などの政治的要求や、ARF や APEC で西側加盟国が主張する「異国の」多国間協力のあり方に従うことなく可能である。

APT 擁護派は、その潜在的な貢献の可能性を強く主張している。しかしながら APT 構想には、重大な障害がある⁷。それは中国も日本も、ASEAN が両国に対して期待するレベルでこのフォーラムに関与することに意欲的ではないということだ。日本は、将来の経済危機に対処するために、恒久的かつ非常時に備えた財政上の取り決めを行うことに依然として慎重である。他方中国は、南シナ海紛争における譲歩や、信頼性が高く拘束力をもつ行動規範の合意といった、ASEAN 側の要求を巧みにかわし続けている。APT 枠組みの主要プレーヤー 2 カ国が ASEAN の期待に応えることに熱心でないため、予見しうる将来においてこのフォーラムに期待できることは多くない。これからも、この地域の諸問題の解決にあたっては、ASEAN 地域フォーラム (ARF) などの地域諸機関の意義は変わらないだろう。

2002年には、中国はASEANとの自由貿易圏構想を提唱し、また同年11月にカンボディアで開催されたAPTで、南シナ海における中国・ASEAN宣言が出された。これにより、中国とASEANの協力関係は新たな局面を迎えた。これに対抗して日本が行った経済的オファーは、APT加盟国間における競争の動態を印象づけるものとなった⁸。南シナ海における中国・ASEAN宣言は、拘束力をもつ行動規範というには、はるかに期待外れであった。この宣言で中国は、新たな島の占拠は了承せず、南シナ海全域がこの宣言の対象範囲とする曖昧な表現を受け入れる一方で、既に占拠された島々での新たな軍事施設の建設を求めるフィリピンの要求を拒絶した。アリ・アラタス (Ali Alatas) の指摘するように、APTは独力で重要な安全保障上の役割を演じることはないだろう。APTや、東アジア共同体構想を「共通の価値観に基づき築き上げることは、まだ遥か遠く先の展望に過ぎない⁹」

⁷ アジア太平洋の地域機関の将来、特に新興APTの枠組みの将来を考察して、C. Fred Bergstenは、「(西側に対する)アジアからの新しい挑戦は、政治的、特に制度的なものになるだろう」と言っている。C. Fred Bergsten, "The New Asian Challenge," Institute for International Economics, March 2000, p. 1.

⁸ Amitav Acharya, "An Opportunity Not to be Squandered," *The Straits Times*, 12 November 2002.

⁹ Ali Alatas, "ASEAN Plus Three Equals Peace Plus Prosperity," *Trends in Southeast Asia*, no. 2 (Singapore: Institute of Southeast Asian Studies, January 2001), pp. 2-3.

APT のリーダーシップはまだ弱く不確かであり、その地理的範囲にも異論がある。日本は、東アジア金融体制におけるリーダーシップを追求しているが、IMF 即ち米国から独立して機能するメカニズムの開発には依然として消極的である。中国は、特に経済事項については APT のリーダーとなりうるが、その安全保障上の役割に対してこの地域内で根強い懸念があるため、リーダーとしては無理がある。また日本は、オーストラリアとニュージーランドの加入を声高に要求した。しかしマレーシアは、オーストラリアの APT サミットへの招待に強く反対し成功した。一方 ASEAN はインドの参加を支持しているものの、インドは正式には APT の枠組みの外側にいる。つまり、台頭する東アジア地域主義も、ASEAN、ARF 両方の悩みの種であるアイデンティティ政治の浮き沈みから免れることはないのである。

法制化の機能的必要性

アジア太平洋地域主義の変化についての 3 つ目の要因は、法制化を求める機能的必要性である。これは、経済や安全保障制度を確立する手法としてソフトな地域主義を好む ASEAN 型モデルや、制度作りの過程のリーダーとしての ASEAN の役割に挑戦するものである。アジア経済危機以降、ASEAN は「非効率的で斜陽の機構」と見られるようになった¹⁰。ASEAN モデルに対する挑戦は、ASEAN が「運転席」を占める ARF で最も顕著に見られる。現状擁護派は、現状からの離脱はどのようなものも危険な動きだととらえる。ARF から ASEAN の調整者としての影響力や中立的なリーダーシップがなくなると、ARF は米中が中傷し合うだけの場になり下がり、ひいては一方もしくは両者が ARF から手をひくことになりかねない。そうなれば、アジア太平洋地域における多国間協力という実験の崩壊は不可避である¹¹。他方、批評家は、海洋における重要な信頼醸成措置への同意に米国が乗り気でないことや、予防外交への包括的アプローチに対する中国の反対といった、信頼醸成や予防外交措置における ARF 内の膠着状態を乗り越え、ARF を導くリーダーシップが ASEAN には欠けていると見る。このように ASEAN は、現状維持派・改革派双方の懸念に対して、ARF におけるリーダーシップを他のメンバーと分け合う何らかの方策を見出す必要に迫られている。

アジア太平洋地域主義における ASEAN の外交的リーダーシップという問題は、「ASEAN 的方

¹⁰ シンガポール外務大臣、S. Jayakumar の発言より。Thongchai Nonthleeruk, “Fine Words But Little Action at S.E. Asia Talks,” *The Business Times* (Singapore) Online Edition, 25 July 2000 (<http://business-times.asia1.com.sg/reuters/btasian200007251-.html>, accessed 7 August), p. 1.

¹¹ Tan See Seng, et al, *A New Agenda for the ASEAN Regional Forum*, IDSS Monograph no. 4, (Singapore: Institute of Defence and Strategic Studies, 2002).

法」が依然として妥当かという点に関連している。ASEAN 的方法は、現在ではかつてのように注目も尊重もされていない¹²。非公式主義や最小限の組織、法制化よりも全会一致を重視するといった ASEAN 的方法の特徴も、現在直面している新たな問題に対処するには旧態依然としているとの圧力を受けている。「トロイカ」制度は、ASEAN が東ティモール危機の対処に失敗したことへの対応でもあるが、ASEAN が新しい制度的メカニズムを展開しようという一例である。現在 ARF では、事務局設置の要請や、年に 1 度の閣僚会議に代えて、身近な安全保障上の問題に対処するためにより頻度の高い定例会議を求める声が強くなっている。

ASEAN 協力におけるいくつかの分野では法制化が進み、制裁を伴う拘束力のある紛争処理権限を有する地域メカニズムにより、規定を遵守しているかを監視する制度が敷かれるようになった。地域機構とは、東南アジア非核兵器地帯条約 (Southeast Asia Nuclear Weapon-Free Zone Treaty)¹³、ASEAN 自由貿易地域 (ASEAN Free Trade Area) に関連するメカニズム¹⁴、ASEAN 越境煙霧公害協定 (the ASEAN Agreement on Trans-boundary Haze Pollution)¹⁵ などである。こ

¹² ASEAN は、30 年以上にわたる信頼すべき相互協力の記録を打ち立てた。そこで重視されたのは、コンセンサス、必要最小限の組織、法制的アプローチの回避、対立する域内問題の糊塗、協力への段階的、漸進的ステップの志向であった。だがこの ASEAN 的方法は、創設者たちの間の強い個人的結びつきの上に成立したものであり、それは組織拡大とともに薄れてきた。批評家たちは、東南アジアというサブ地域に特異な歴史的・社会的文脈の反映であるこのようなアプローチが、より大規模かつ複雑極まるアジア太平洋地域に適用できるかどうか、疑問視している。

¹³ 東南アジア非核兵器地帯 (SEANWFZ) 条約では、「ある当事国 (条約違反の容疑国) について、この条約遵守にあいまいな場合または疑いがある状況が発生した場合」には、どの加盟国も、その状況に関し他の諸加盟国に説明を求め、条約の執行委員会に調査を依頼すること、容疑国に査察団の派遣を依頼することができる。同条約では、紛争の解決に向けて執行委員会や国際司法裁判所に付託するなどの紛争解決メカニズムも定めている。Treaty on the Southeast Asia Nuclear Weapon-Free Zone, Bangkok, Thailand, 15 December 1995 (<http://www.aseansec.org/3636.htm>.)

¹⁴ 対象分野のカバー範囲で重要なものに、広範囲にわたる ASEAN の経済協力を対象とした、公的拘束力のある紛争解決メカニズムがある。元々は ASEAN 自由貿易地域 (AFTA) の形成過程で生まれたものであるが、同メカニズムは、現行の経済協定 47 件 (投資、合併企業、通貨スワップ、食品、石油およびエネルギー安全保障、観光、知的所有権など) や、今後締結される ASEAN の全ての経済協定を対象とするものである。この紛争解決メカニズムで決定を下す最高権威は、ASEAN 諸国の経済大臣たちである。必要に応じて経済担当高級事務レベル協議 (Senior Economic Officials Meeting (SEOM)) の訴えを聞くことができるものの、その決定は「最終的、かつ紛争に関わる当事者全員を拘束する」。またこの措置では、決定非遵守への制裁も規定している。それは、勝訴側が敗訴側に賠償を要求する権利、それができない場合は、AFTA および関連協定上の権利の停止要求、AFTA および対象協定 47 件における敗訴側へのその他の債務要求などである。"Protocol on Dispute Settlement Mechanism," (<http://www.aseansec.org/4924.htm>.)

¹⁵ 2002 年に締結された ASEAN 越境煙霧公害協定 Agreement on Trans-boundary Haze Pollution は、UNEP (国連環境計画) が「国境を越えて広がる大気汚染に対処するものとして、ヨーロッパ以外で初めて締結された国際条約」で「法的に拘束力のある」と表現している。条約で「罰則措置」は規定してないが、加盟各国には国内義務として、不法伐採者の取り締まりや火災発生時の迅速な行動、早期警戒制度の設立、情報や技術の交換と相互支援を定め、また国内での対応を促進するために、ASEAN Coordinating Centre などの一連の機構や制度も設立している。Julia Yeow, "ASEAN Signs World First Environmental Agreement," Agence France-Presse, 10 June 2002.

これらの協定は、ASEAN 型のソフトな地域主義に対抗するものである。それにも拘わらず、政治的ないし「文化的」な障害が、法制化に向けた ASEAN の動きの根底にある機能的論理を阻害している。フィリピンのグロリア・マカパガル・アロヨ (Gloria Macapagal Arroyo) 大統領は、このジレンマを簡潔に表現している。

ASEAN が適切な役割を担い続けるためには、協定に拘束力を持たせるのが一法である。が、もう一つの方法としては、世界で新たな大変動が生じたときに、ASEAN が、文化的多様性、社会組織の相違、歴史的経緯の相違を考慮に入れた対処方法を心得ているようにすることである¹⁶。

東南アジア地域主義の民主化

地域協力に生じている変化の第 4 の要素は、東南アジア地域主義における「民主化」の進行だ。東南アジアの地域協力は、本質的に国家主義で、エリート主導型プロジェクトである。市民社会の関与は最小限に留められてきた。地域機関の設立に市民社会が参画した例として、いわゆるトラック 2 プロセスが取り上げられることがある。しかし現実には、このプロセスを支配しているのは政府がスポンサーの、もしくは各政府と緊密な係わり合いを持つ個人により運営されているシンクタンクである。さらに言うなら、「政府の役人が『私人の資格で』参加する」というトラック 2 の主要原則は、本質的には建て前にすぎない。このような役人が国家の利益や関心の一線を越えることは、まずあり得ないのだ。

いくつかの展開が結びついて、このような状況にある変化を引き起こした。中でも注目すべきは、環境問題や難民問題など国境を越える問題の浮上である。この分野ではこれまで、保有する知識や原因の究明においても、時に国家政策と対立する市民社会の要求に光を当てるキャンペーンの遂行においても、NGO が主役であった¹⁷。例えば、環境の悪化やミャンマーの人権に対する NGO のキャンペーンは、ますます地域レベルで追求されるようになった。このように、国内資源や国家による支援が限られる場合、特にその国の政府が NGO 活動に不寛容である場合には、その制約を克服する方策として地域協力や国際協力が用いられる。市民社会において地域主義が台頭した背景にはまた、いくつかの国での民主化に向かう国内政治の変革とい

¹⁶ Julia Clerk, "Nations Come Together for Common Prosperity," *International Herald Tribune*, 31 January 2002. (<http://www.iht.com/articles/47274.html>.)

¹⁷ 非常に国家志向な人間安全保障の言説を脱構築するために NGO や市民社会アクターが果たした「解放者」の役割は、Tan See Seng, "Human Security: Discourse, Statecraft, Emancipation," in David Dickens, ed., *The Human Face of Human Security: Asia-Pacific Perspectives* (Canberra: Strategic and Defence Studies Centre, 2002), pp. 30-43. に論じられている。

う要素もある。フィリピン、タイ、さらに現在はインドネシアでの、政治的開放への動きが、地域問題や国境を越える問題での NGO の力を強化してきた。タイのチュアン・リークパイ（Chuan Leekpai）政権のスリン・ピツワン（Surin Pitsuwan）外相は「ASEAN は人民の声に耳を傾けるよう努めなければならない」と発言している¹⁸。

冷戦後、人権擁護の推進や持続的発展をめざす政治的趨勢によって、アジアの NGO に対する外部からの支持は強まり、地域の NGO 活動の大きな支えになってきた。これらの活動は今では、西側諸国や日本が支持する「人間の安全保障」の要求によって補完されている。人間安全保障という概念の根本には、個人の安全や尊厳に対する脅威の認識がある¹⁹。国家や体制の安全保障から人間の安全保障への転換は、自ら、伝統的に政府の専管事項だった地域協力の分野に市民社会や社会運動が密接に関与することを強く理論的に正当化している。

NGO 間で地域的な行動が取られてきたのは、限られた資源や権威主義的なアジア国家における政府当局による抑圧を克服する方策としてであった。アジアの NGO は、政府間レベルの地域機関との協力には依然として消極的で、ミャンマーにおける人権問題や、環境保護、貧困と社会正義、反グローバリズムなどの一連の問題に対し、独自のネットワークを通じ、独自の見解による活動を追求している。このような消極的姿勢の例外としては、2度の ASEAN 人民会議（ASEAN People's Assembly）が挙げられる（2000年バタム、2002年バリで開催）。これは、社会問題や安全保障問題について対話を行おうという、各国政府と市民社会の間の穏健な努力を証明するものであった。この会議により、域内の政府主導による地域主義が、市民社会による地域問題への関与の重要性について、その認識を深めつつあることが証明された。しかしこの地域が、このような「参加型」地域主義に全面的に移行するまでにはまだ長い時間がかかるであろう²⁰。

9.11 の衝撃

9月11日以降、テロリズムが東南アジア諸国政府の安全保障認識や課題として大きく浮かび上がってきた。東南アジアをグローバルなテロ戦争の「第2戦線」だと分析する者もいる。このような見方は、異論はあるものの、アフガニスタンでの敗北後、アルカイダ分子が関心を東南アジアに移したとの認識に基づいている。アフガニスタンで訓練を受けて帰国したテロ活

¹⁸ “Opportune Time to Change, Says Surin”, *The Nation*, July 20, 2000. (<http://202.44.251.4/nationnews/2000/200007/20000720/10985/html>.)

¹⁹ Amitav Acharya, “Human Security in the Asia Pacific: Puzzle, Panacea or Peril?” (Bhubaneswar, India: Centre for Peace and Development Studies, August 2000). Text available at: <http://www.cpsindia.org/>.

²⁰ Amitav Acharya, “Democratization and the Prospects for Participatory Regionalism in Southeast Asia,” *Third World Quarterly* (forthcoming.)

動家の数は、あるアナリストの推定では、400人にのぼるが、このうち逮捕されたのは4分の1にすぎないという²¹。彼らはアルカイダ指導部の周期的な指令に応じて、大小様々な標的、特に西側諸国からの観光客がよく訪れる歓楽地を狙うテロ攻撃を起こすことも可能である。

この見方によると、東南アジアは国際テロリズムにとっての魅力的な拠点となっている。それを助長するのは、多民族社会であること、体制が脆弱かつ腐敗しており、辺境の支配が行き届かないこと、分離独立主義者が反乱を続けることで、外国勢力の介入に荷担していること、金融危機により諸政府の力が全般的に弱まっていることなどの複合的要因である。さらにインドネシアやフィリピンなど主要国の一部では、新しく生まれた民主的政治空間のため、テロ分子を予防的に取り締まる治安法制への広範な支持を動員することが困難になっている²²。2001年12月にシンガポールで発覚したテロ計画は、米国の軍事施設とその要員を特に狙ったものであり、この事件により域内におけるテロリズムの挑戦が浮き彫りになった。この未遂計画の容疑者は、ジェマ・イスラミア (Jemaah Islamiah) という組織のメンバーと見られている。同組織の目的のひとつは、フィリピン南部やインドネシア、マレーシア、シンガポール、タイ南部というイスラム教徒が多数を占める地域から成る「汎東南アジア・イスラム国家」を建国することである。その汎地域的計画と、信奉者による国境を越えた訓練・支援ネットワークにより、ジェマ・イスラミアは、地方レベルや国家レベルを超え、いまや東南アジアの安全保障にとって重大な脅威であると認識されている。

9.11以後、東南アジアの地域協力上の課題には、この脅威に対する認識の増大が反映している。しかし域内の対立や加盟国拡大の負担、アジア経済危機の後遺症により地域協力が弱体化していた当時、東南アジア地域諸機関は、国境を越えて押し寄せる新しい挑戦に対して、通常の公式声明や宣言以上の強力な反応を示すことができないでいた。APECのよる独自の反応も、概ね宣言レベルに留まるものであった。2001年、上海で開催されたAPECサミットにブッシュ大統領が出席したことで、ようやくテロに対する地域連合設立の重要性を強調することができた。

しかしこのような象徴的な動きを越えた米国によるテロ戦争の焦点は、依然として南アジアと中東にある。ARFは、米国とインドに後押しされてこれより先に歩を進め、テロリストの資金源を絶つことを目的とする一連の方策を採択した。もっともそれらのほとんどは、ARFが創出した全く新しい地域構想というより、以前に国連が提案、採択した諸方策を遵守するという公約に過ぎない。そして、テロリストの資金源が複雑かつ世界規模で広がっていることにより、

²¹ Rohan Gunaratna、アルカイダについての著名な専門家。現在、IDSS助教授。

²² 著者はこの論理における多くの要素に懐疑的だ。例えばシンガポールは、腐敗した脆弱な自由主義体制というイメージに適さない。また、アジアの他地域、アフリカ、中東にも同様の状況があり、逃亡アルカイダ分子の避難場所として東南アジアと同等の可能性を持っている。

地域的行動も、問題解決にあたっては限られた結果を生むに留まっている。

テロリズムが東南アジア地域主義に与えた衝撃は二面的である。テロは共通の挑戦として地域協力を活性化する。それは新しい分野の地域協力、例えば情報交換やマネーロンダリング対策、不法移民対策などの道を開いた。しかし、このような協力も数々の制約に突き当たっている。テロリストの挑戦の重大さについての認識は ASEAN 内部でも違いがあり、共通の対応策を策定することは難しい。その典型的な例がインドネシアだった。近隣諸国がアルカイダと繋がるテロ組織のリーダーと断定する分子の取り締まりを要求しても、インドネシア政府は何度も拒絶してきた。2002年10月12日バリ島で爆破事件が起きると、インドネシアでは、国内の治安措置を採択するなど、テロに対するスタンスを急速に引き締めた。しかし、政府もこのような措置について国内から反対を受ける可能性があり、それが依然としてテロリズム対策の制約となっている。

さらに、テロリズムに対抗する、より強力な手段のいくつかは、地域機関の枠組みから離れて行われている。例えば、情報交換やその他の形式による相互協力を定める協定は、当初フィリピン、インドネシア、マレーシアの3カ国で締結された。米国との反テロ協力は、諜報の共有を規定する米国・ASEAN 協定にも表れているが、ここでもフィリピン南部における米比共同訓練や軍事作戦、米国・マレーシア間の反テロ合意などの主要な例を見れば、多国間協定より2国間協定の方が有効であることは明らかである。政府によっては、国内政治上の配慮から、米国とその同盟国（ARF や APEC のメンバーでもあるアジア太平洋諸国）が進める対テロ戦争を全面的に支持することができないところもある。このために、地域協力の方がより魅力的に見えるかもしれないが、逆に地域機関加盟国の間に見られる認識の相違や、限られた資源、異なる政治的優先度という障害もある。最後に、9.11 の結果、米国の東南アジアへの戦略的関心が高まったことが、「地域の問題は地域で解決する」という目標を自認する地域機関の信頼性に対する明白な挑戦となっている。

この節では、変化が生じている5つの分野を見てきた。それは、地域協力を長期にわたり主導してきた規範に対抗する展開、新しい東アジアの地域主義とそれが ASEAN 型地域主義に及ぼす影響、アジア太平洋地域主義が法制化に向かう静かな歩みとそれが ASEAN 型「ソフトな地域主義」に与える圧力、東南アジア地域主義の民主化、そして、9.11 がこの地域にもたらした衝撃である。変革の必要性を促す大きな力となったのは、アジア経済危機とテロリズムの脅威であった。1990年代の初めにアジア太平洋地域主義を形成した国内的、国際的な状況は、この10年間で大きく変化した一方で、地域の諸機関はこの変化にうまく対応しきれていないのが実状である。

つまり、全体像は変化というよりもむしろ継続的である。ASEAN で重要な変化がいくつか起きてはいるが、アジア太平洋の地域主義は制度化の度合いが低く、国家主権の原則と強く結

びつuitamamadeである。またそれは、アジア太平洋地域における国際関係の形成で大きな力になっているが、同時に重大な脅威に直面しており、意義を持ち続けるためにはその脅威にうまく対応していかなければならない。アジア経済危機や9.11により、地域主義にもより柔軟な形態が必要とされている。それは、内政不干渉について硬直的な姿勢を緩和するものであり、国家や体制の安全保障にのみ適応するよりも広範な国境を越える事象に対処するものであり、市民社会からの要請に素早く対応できるものである。ただ、このような地域主義の変革が間近だとする兆候は、まだ限られたものにすぎない。この変革なくしては、地域主義は今後のアジア太平洋における安全保障や経済秩序に対して意義が小さいものになるだろう。

アジア太平洋の軍の任務はどこに向かうか

アジア太平洋における地域主義の今日の状況に関する以上の分析を踏まえて、新たな軍事力の役割についての問題点や展望に関して、若干の予備的な考察を以下に加える。可能性は多様であるが、ここでは大きく分けて2つの型の新しい役割、すなわち平和維持と反テロ協力について言及したい。

地域の平和維持

国連の前事務総長ブトロス・ブトロス・ガリ (Boutros Boutros-Ghali) 氏は、「平和のための課題 (An Agenda for Peace)」の中で、平和維持活動を拡大し すなわち「善のための戦力」としての軍の活用、平和維持を平和執行や平和構築も含む連続体の一部として概念化した²³。ただ実際には、どこで平和維持が終わり、どこで平和構築が始まるかは必ずしも明確でない。軍隊は、戦争を行うという旧来の能力を維持しつつ、平和維持や人道支援という新しい役割に責任を負い始める。このような一貫性のなさは、往々にして「ミッション・クリープ」(本来の目的が拡大・変質し、際限なく費用や人員が投入され続けること) となりかねない。

国連や、最近では地域機関に対する平和維持の要請は1990年代に急激に増加した。国際的に承認を受けた平和活動の数は飛躍的に増加し、平和維持として行われる活動の領域が広がった。各国は軍事力の行使や国連の承認を得た国家単位の介入により積極的になり、場合によっては、戦争当事者の同意なしの介入もいとわなくなった。国連の平和維持における新しい行動主義の根底にあるものは、平和を保障し、または平和的状况を作り上げるための集団的努力として、人間の安全保障の維持が国家主権の尊重と同等に重要であるという暗黙の認識である。

²³ Boutros Boutros-Ghali, *An Agenda for Peace: Preventive Diplomacy, Peacemaking, Peacekeeping*, Report of the Secretary General, June 17, 1992 (New York: United Nations).

周知のとおり、ASEAN 地域フォーラム (ARF) は、ASEAN が発展させた協調的安全保障のモデルを基盤としている。ARF は ASEAN ベースの規範や原則をアジア太平洋地域にまで広めた。それはすなわち、非公式な対話や協議のプロセスであり、さらには紛争の回避・管理における ASEAN 的手法である。ASEAN は ARF において、自己抑制やコンセンサス確立について独自の実践を進め、また法的拘束力をもつ規範よりも非公式的安全保障対話を好んできた。米国が 2 国間協議を支持し、中国が多国間主義に疑念を抱くなかで、ASEAN は、ARF を通じて、アジア太平洋地域における多国間安全保障対話の制度化に成功してきた²⁴。

平和維持に関する ARF の議論は、2 つの時期に区分できる²⁵。最初は 1995 年から 1998 年で、その成果はささやかなものだった。主な内容は、情報交換を主眼とする会期間の諸活動やセミナーの開催、平和維持訓練についての勧告の作成であった。この時期、ARF 加盟国は平和維持に関する国連との待機取り決めに個別に署名することが奨励された。しかし、ARF による平和維持活動の一環として軍を配備しようという姿勢はほとんど見られなかった。

第 2 の時期は 1998 年から 2002 年で、平和維持に関しては第 1 期より失望させるものであった。平和維持に関する ARF の議論は、このテーマにただ関心が薄れたということ以上に、1997 年から 1998 年にこの地域全域を襲った財政危機の影響を受けて弱体化してしまった。各国とも国内問題に専念せざるを得ないという状況により、ARF の重要性や有用性は低下した。1999 年 9 月に東ティモール危機が発生すると、ARF は平和維持活動 (PKO) への貢献を望まないのみならず、そのための制度的能力を欠いていることを露呈してしまった²⁶。いくつかの ARF 加盟国は INTERFET (東ティモール国際軍) に参加したが、ARF 自体は東ティモール危機に関与せず、地域機関としてティモールでの人道的介入にも何ら貢献しなかった²⁷。さらにこの第 2 の時期には、ARF における平和維持についての議論は、深刻な後退が明らかである²⁸。例えば

²⁴ Khong Yuen Foong, "Making Bricks Without Straw in the Asia-Pacific?" *The Pacific Review*, vol. 10, no. 2 (1997), p. 291.

²⁵ この節の一部は以下による。Ralf Emmers, "Regional Organizations and Peacekeeping: A Study of the ASEAN Regional Forum (ARF)," paper prepared for *Cosmopolitan Militaries in the 21st Century*, Australian National University, Canberra, 28-29 November 2002.

²⁶ 1999 年の東ティモール危機および地域機関の非有効性についての議論は、Derek McDougall, "Regional Institutions and Security: Implications of the 1999 East Timor Crisis," in Tan and Boutin, *Non-Traditional Security Issues in Southeast Asia*, pp. 166-196 を参照。

²⁷ INTERFET に軍事的に貢献した軍隊には、タイ、フィリピン、マレーシア、シンガポール、韓国、ニュージーランド、カナダ、英国、フランス、イタリアなどがある。

²⁸ 平和維持に関する ARF の議論は、1995 年 8 月の第 2 回閣僚会議での「コンセプトペーパー」の採択により影響を受けた。平和維持の問題は、付属文書 A および B で、信頼醸成措置、予防外交、不拡散と軍備管理、海上安全保障協力と併せて言及されている。文書 A では、「平和維持問題に関するセミナーやワークショップ」の開催と、「国連平和維持活動に関連する情報と経験の交換」という、平和維持に関する 2 つの目標に言及した。文書 B は「平和維持センター建設の可能性を探る」必要性について述べた。The ASEAN Regional Forum: A Concept Paper, 1 August 1995.

2001年のARF会議では、平和維持問題についてはわずかに言及されたにすぎなかった²⁹。

要するにARFの加盟国は、平和維持については旧来の理解、つまり国家の軍隊が国連の指揮下で、中立性および武力不行使の原則に沿って活動するという理解を受け入れている国がほとんどである³⁰。ARFは、平和維持はいつでも国連の問題であると、常に繰り返してきた。国連は東アジアにおいて、紛争や人道危機に際し、安保理決議を通じて軍事介入を行うために必要な国際的正当性を有する唯一の政府間組織であると見なされている³¹。したがって、ARFで扱われる平和維持の作戦的側面といえ、経験の共有化と、平和維持訓練についての勧告の作成に限られてきたのだ。

反テロ協力

9.11テロの衝撃により、軍事力をもつ新しい役割にもう一つ重要な変化が起きた。既に拡大しさらに拡大を続けている課題の中に、反テロ政策という次元が加わったのである。この事件が国際安全保障における重大な岐路であることに、もう議論の余地はない。あるアナリストが指摘するように、9.11テロは、冷戦終結後の国際秩序とその変化に関する3つの最重要議論に大きな示唆を与えている。それらは、サミュエル・ハンチントン (Samuel Huntington) の「文明の衝突」論 (国際紛争の根本原因を文明や文化的要因に求める)³²; ジョン・ミアシャイマー (John Mearsheimer) の「未来への回帰」論 (二極化世界の終結により、さらなる秩序混乱や社会の不安定化が予測される)³³; および、フランシス・フクヤマ (Francis Fukuyama) の「歴史の終わり」論³⁴ (自由民主主義と資本主義が、他のあらゆる対立イデオロギーや世界秩序アプローチに対して最終的に勝利を収める) である³⁵。

国際テロの脅威に対する協力がARF加盟国の新たな共通認識になったのは、米国における9.11同時多発テロ以後のことにはすぎない。その後2002年10月12日には、インドネシアのバリ島で200人近い死者を出す過激な爆弾テロが発生し、テロによる脅威はいっそう深刻さを深め

²⁹ ISM および ISG レベルでは、平和維持に関する2度の会議が開催されたが、2001年ARF議長声明では、信頼醸成が「ARFの全てのプロセスの基礎、かつ大きな推進力」であり続けると宣言している。Chairman's Statement, the Eighth Meeting of the ASEAN Regional Forum, Hanoi, Vietnam, 25 July 2001.

³⁰ Lorraine Elliott and Graeme Cheeseman, *Cosmopolitan Theory, Militaries and the Deployment of Force*, Working Paper 2002/8 (Canberra: Australian National University, Department of International Relations, November 2002), p. 39.

³¹ McDougall, "Regional Institutions and Security: Implications of the 1999 East Timor Crisis," p. 186.

³² Samuel P. Huntington, *The Clash of Civilizations and the Remaking of World Order* (New York: Touchstone Books, 1997).

³³ John J. Mearsheimer, "Back to the Future: Instability in Europe After the Cold War" *International Security*, vol. 15 (Summer 1990), pp. 5-56, and, John J. Mearsheimer, "Back to the Future, Part II" *International Security*, vol. 15 (Fall 1990), pp. 194-199.

³⁴ Francis Fukuyama, *The End of History and the Last Man* (New York: Penguin, 1992).

³⁵ Amitav Acharya, "State-Society Relations: Reordering Asia and the World After September 11," in Ken Booth and Tim Dunne, eds., *World in Collision: Terror and the Future of the Global Order* (London: Palgrave/ New York: St. Martins, 2002).

た。9.11 テロに刺激された「ニューテロリズム」がアジア太平洋地域にもたらす重要性は、東南アジアで、なかでも多数のムスリム人口と完全に警備できない国境を抱える東南アジア島嶼地域で最も明白である。最近の研究では、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポールという国々からなるこの地域は、今日では「テロ戦争における第2戦線」というのが共通の認識である。というのも、アルカイダに聖域を提供していたアフガニスタンの急進派タリバン政権が、米国主導の攻撃により崩壊したために、その余波が東南アジア地域に広がっているというのである³⁶。

米国政府が、アルカイダやその他のテロ組織を捜索して破壊するために、軍事手段の行使に尋常ならざる力点を置いているのと対照的に、東南アジア各国の政府は、テロとの戦いで必要とあれば軍事力行使も辞さないとするものの、だいたいにおいては全体論的戦略を採用している。東南アジアの諸政府やエリート層は、米国の9.11同時多発テロに対して、多大な共感をもって対応した。そこには「文明の衝突」はなかった。彼らはまた、世界唯一の超大国が、国境を越えるテロリズムという新たなポストモダンの脅威に対しては脆弱であることを認識した。しかし民衆レベルでは、米国のイスラエル支持がテロ脅威の「根本的原因」だというのが一般的理解である。マレーシアやインドネシアなどイスラム教徒が多数を占める国では、米国の傲慢さやパレスチナ人への不当な扱いから、国民の間には特に強い反米感情がある。

米国の戦略的優位と単独行動主義という2つの要素がからみ合って、状況を複雑化している。タリバンとの戦争は、東南アジア中で米国の覇権についての新しい認識を生み出した。米国はこの地域における戦略的な役割を飛躍的に強化した。特にフィリピンでは、アブサヤフ・グループに対して、現地軍との共同「演習」を実施した。またASEANに対しては、諜報交換など一連の協力事項を盛り込んだ協定を締結した。米国とマレーシアの関係も大きく改善した。米国の覇権主義を強く批判していることで知られるマレーシアのマハティール・モハマド (Mahathir Mohammed) 首相もワシントンを訪れ、マレーシアについて、イスラム急進派に断固たる態度を取る近代的イスラム国家という認識を獲得した。インドネシアのメガワティ (Megawati) 大統領は、イスラム教徒が多数を占める国の代表としては9.11以降もっとも早く、ホワイトハウスを訪問した。同大統領の公然と米国を支持する態度は、その後の国内的圧力により後退したものの、米国からの援助を大きく増額することに成功した。さらに最近では、前の駐インドネシア米国大使ポール・ウォルフowitz (Paul Wolfowitz) の力により、米国の対インドネシア軍事援助の復活も検討されている。米国とシンガポールの関係は、国内施設を提供し米軍の展開を支援する協定があり強固であったが、さらなる強化が図られた。ミャンマ

³⁶ Kumar Ramakrishna and Andrew Tan, "The New Terrorism: Diagnosis and Prescriptions," in Andrew Tan and Kumar Ramakrishna, eds., *The New Terrorism: Anatomy, Trends and Counter-Strategies* (Singapore: Eastern Universities Press, 2002), p. 4.

一までもがテロを共通の脅威と見なし、テロとの戦いにおいては米国と「歩調を合わせる」ことを確約した。

最後に、東南アジア各国の政府は、国連安保理決議 1368 と 1373 において、反テロ世界戦争を支持することを公式に宣言している。ASEAN 諸国はまた、対テロ共同行動に関する ASEAN 宣言も発している。2002 年 5 月に採択された行動計画により、諜報共有や共通法令の制定、カウンターテロリズムなどにおける多国間協力はさらに前進した。

考え得る他の任務

平和維持や反テロ協力以外に、アジア太平洋地域で現れる可能性がある新しい軍の任務には、人道支援、反海賊協力、海上交通路 (SLOC) の共同パトロールなどがある。災害救援や紛争における人道援助など、人道に関する複雑な緊急事態に対して支援を行うことも、今日の拡大された(そしてなお拡大しつつある)平和的活動の適用範囲にあてはまることは明らかである。UNTAC、INTERFET、UNTAET の活動に関与したアジア太平洋諸国の軍隊の経験は、人道支援の提供に軍が関与することの重要性を明確に示している。国連の人道援助調整室 (OCHA) など包括組織の支援の下で、アジア太平洋の軍隊はこれまでに、国境なき医師団 (Medicins Sans Frontiers = MSF) や赤十字国際委員会 (ICRC) などの NGO と共同で、または歩調を合わせて、人道危機の管理を行ってきた³⁷。一方、海上テロや港湾におけるコンテナの保安に関する懸念の増大により、東南アジア島嶼地域における反海賊協力にも新たな弾みがついている。そのほかにも、アジア太平洋地域の海上交通路 (SLOC) における共同パトロールなども、新たな役割として検討されるであろう。

結論

以上、現在の地域安全保障構造や外交的枠組みを支えている諸規範の再検討を求める動きとして、アジア太平洋地域における主要な変化について検討してきた。このような変化の進展を考えれば、地域の新たな現実に対処するにあたり、根本的な制度的変革が必要であることは明らかである。しかし、この地域の各国政府がこの方向に向かって、強力に突き進んで行く覚悟があるか否かは今なお不透明である。地域の平和維持や反テロ協力における展望や問題点につ

³⁷ Tan See Seng, Sinderpal Singh, and Melina Nathan, "Building Peace in Southeast Asia: Can NGOs and Peacekeepers Cooperate in Conflict and Humanitarian Crisis Management?" Paper prepared for UN Peace Operations and the Asia Pacific Region, IDSS-UNU-SPF Workshop, Tokyo, 12-13 February 2003.

いても、これまで議論してきたように、国家主権という現在主流となっている規範が、様々な脅威に晒され続けながらも、依然としてアジア太平洋地域主義で要の位置を占めていることが分かる。したがって、制度的な変革がいくつか生じつつあるものの、地域の全体構造はむしろ持続的である。この地域における新しい軍の任務についても、発展する機は熟しているように見える一方、変革について明らかに非妥協的な態度を示す国が存在するのも事実だ。これらの変革があまりにも遅く、譲歩の動きを見せないようだと、今日存在するアジア太平洋の地域主義は急速に立ち行かなくなる恐れがある。

最近のある研究は、アジア太平洋地域主義に対して今より強固な制度化、特に問題解決的発想やアプローチに支えられた制度化を求めている³⁸。この報告書は、ARF がその最小限の枠組みによって、各加盟国が持つ多様な利害にかなりうまく対処してきたものの、経済危機や東ティモール問題の対処では無力だったという制度的欠陥を指摘し、ARF が新しい地域の現実によく立ち向かい有用性を保持するためには、本質的な変革が求められていると提起している。地域の平和維持や反テロ協力に関しては、この研究の中で勧告されているいくつかの変革が必須となるであろう。例を挙げれば、ARF における主題別、問題志向な課題設定の追求、ARF 事務局の設立、ARF と ASEAN 両議長の関係の柔軟性を高めること、国連との緊密な関連、危機管理センターの設立、ARF における国防関係者の参加の強化、ARF テロ対策特別作業部会の新設などである³⁹。ARF に求められるこのような具体的な変革なくして、地域の平和維持や反テロ協力、その他の多国間の軍の任務を、現在より積極的かつ広範囲な形で実現しようというのは困難である。

最後に、テロに対する地域的な懸念により、集団的な対応がいくつか生まれているが、これらが平和維持や人道支援などの分野において、最終的に有意義かつ実質的な地域協力を結実することになるか否かは不確実である。最近の ARF 会議は、テロに関する議論で占められており、これにより、この制度的プロセス内で平和維持に与えられたわずかな意義は、さらに矮小化されてしまった。アジア太平洋地域における安全保障の管理が、9.11 以降に変容した国際環境に適応するために、より積極的な安全保障協力の形に進んでいくかどうかは、今後にかかっている。

³⁸ Tan et al, *A New Agenda for the ASEAN Regional Forum*.

³⁹ Tan et al, *A New Agenda for the ASEAN Regional Forum*, pp. 13, 60-70.